

生徒に対する「性的行為」防止に係る校内ルール

長野県長野西高等学校

公立学校教員によるわいせつ行為が社会的問題となっています。文部科学省の調査（平成 28 年度公立学校教職員の人事行政状況調査）によれば、2016（平成 28）年度中にわいせつ行為等（わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント）を理由として懲戒処分等を受けた公立学校教職員は 226 人にのぼります。

生徒は性的自己決定権が未熟であるため、同意があったとしても性的自己決定権の侵害にあたります。また、教師は生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合であってもわいせつな行為は許されません。

長野県教育委員会においては、「わいせつ行為根絶検討委員会」が開催され、喫緊の重要課題として、児童・生徒に対する「性的行為」の根絶対策が検討されています。

本校では、今後とも徹底した安心安全な学校づくりを目指して、生徒の心身を傷つけ、人権を踏みにじるような不適切な行為は、いかなる事由でも絶対に起こさないと固い決意を持ち、教職員全員が教育活動に取り組むものとします。

- 1 教室や研究室等で、外から見えない密室性の高い場所での個人的な指導は行わない。相談等では可能な限りドアを開放したり、複数で相談に応じたりなどする。やむを得ない事情がある場合は、同僚や管理職に連絡するなど、情報共有を徹底する。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ガラス窓等には掲示物は貼らず、室が閉鎖的にならないようにする。
 - ・部屋を 1 人の教職員が管理しないよう、鍵の複数化や教務室等での保管をするなど、複数で随時、使用状況等を確認できるようにしておく。
- 3 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

◎生徒・保護者対象

学校生活相談センター 0120-0-78310（無料 24h） 子ども支援センター 0800-800-8035（無料）

◎教職員対象

〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」 子ども支援センター（大人用）026-225-9330